

平成 23 年度あわら市スポーツ振興審議会

と き 平成 24 年 2 月 3 日 (金)
午後 7 時 30 分～
ところ あわら市役所 204 会議室

∞∞∞ 次 第 ∞∞∞

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 議 題

- (1) 体育施設の使用料について
- (2) 第 73 回国民体育大会について
- (3) 体育施設の工事関係について
- (4) 劔岳グラウンド及び柿原テニスコートの利活用について

4 その他

- (1) あわら市教育振興基本計画について
- (2) スポーツ基本法の施行について
- (3) その他

4 閉 会

あわら市スポーツ振興審議会委員名簿

任期:平成22年4月1日～平成24年3月31日

No.	氏名	住所	TEL	性別	区分	備考	前任者・任期
1	戎 利 光	〒 919-0805 あわら市滝61-13-16	27-8705	男	識	福井大学 教育地域科学部教授	
2	細 川 博 治	〒 919-0805 あわら市滝7-21	75-1518	男	識	アスレチックトレーナー	
3	吉 川 勝 雄	〒 919-0621 あわら市市姫二丁目14-3	73-3177	男	社	体育協会副会長	
4	吉 田 昭 博	〒 910-4134 あわら市上番33-38	77-2729	男	社	体育指導委員会副委員長	
5	八 木 秀 雄	〒 910-4105 あわら市舟津31-9-1	78-7777	男	社	スポーツ少年団 指導者協議会会長	
6	北 田 延 子	〒 919-0726 あわら市笹岡20-87	74-1620	女	社	スポーツインストラクター	
7	小 西 幸 栄	〒 910-4142 あわら市河間6-1-25	78-5655	女	社	スポーツインストラクター	
8	赤 神 芳 幸	〒 910-4272 あわら市北潟40-25	79-1210	男	社	生涯スポーツ	
9	林 清 一 郎	〒 910-4144 あわら市中浜32-6	78-5783	男	社	生涯スポーツ	
10	見 澤 美 和 子	〒 919-0817 あわら市坂口10-1	73-3261	女	社	生涯スポーツ	
11	大 田 秀 美	〒 919-0727 あわら市下金屋8-9	75-1687	女	社	生涯スポーツ	
12	見 澤 喜 美 江	〒 910-4272 あわら市北潟40-5	79-1845	女	社	生涯スポーツ	
13	中 嶋 由 昭	〒 910-4138 あわら市下番7-1	77-2610	男	関	市校長会会長 (本荘小学校校長)	
14	高 山 喜 二	〒 919-0611 あわら市清間13-24	73-0251	男	関	市教育研究会体育・保体 部会長(伊井小学校校長)	
15	志 田 尚 一	919-0692 あわら市市姫三丁目1-1	73-8000	男	関	政策課長	

区分・・・あわら市スポーツ振興審議会条例第4条による

(識):学識経験のある者 (社):社会体育関係者 (関):関係行政機関の職員

○屋内施設使用料

(単位 円)

区 分			1時間当たりの使用料	1列・1時間当たりの照明料	
あわら市農業者トレーニングセンター	体育館	入場料を徴収しないとき	スポーツ行事	500	100
			その他	3,500	100
		入場料を徴収するとき	営利を目的とする	40,000	1,000
			営利を目的としない	20,000	500
	会議室			200 (260)	-
	和室			100 (130)	-
	トレーニング室			1回 50	-
あわら市民武道館	全面		400	-	
あわら市金津B&G海洋センター体育館	体育館(全面)		250	50	
	ミーティングルーム		100 (130)		
	ロッカー		1回 100		
あわら市金津B&G海洋センタープール	プール	中学生以下(個人)	1回 50		
		高校生以上(個人)	1回 100		
		専用(団体)	500		
	ロッカー		1回 100		

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合、()内の金額とする。
- 2 体育館を半面又は4分の1面使用の場合は、上記表の金額の2分の1又は4分の1の額とする。
- 3 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。
(あわら市農業者トレーニングセンター体育館の入場料を徴収するときの使用料並びにあわら市金津B&G海洋センター体育館及びプールのロッカー使用料を除く。)
- 4 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

○屋外施設使用料

(単位 円)

区 分		1時間当たりの使用料
あわら市湯のまちグラウンド		400
あわら市国影グラウンド		500
あわら市本荘ゲートボール場		100
あわら市劔岳グラウンド		250
あわら市柿原グラウンド	グラウンド	500
	テニスコート(1面)	100

備考

- 1 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

○ナイター施設使用料

(単位 円)

区 分	1時間当たりの使用料
あわら市金津中学校グラウンドナイター施設	2,800
あわら市湯のまちグラウンドナイター施設	2,000
あわら市本荘ゲートボール場ナイター施設	300

備考

- 1 上記使用料には、屋外施設の使用料を含む。
- 2 利用者の3分の1以上が、市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者でない場合は、上記表の金額の2倍の額とする。
- 3 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

○学校体育館の開放に関する使用料設定【夜間】

(単位：円)

区 分		使用料(照明料含む)
芦原小学校体育館	全面・1回につき	800
北潟小学校体育館	全面・1回につき	400
波松小学校体育館	全面・1回につき	400
新郷小学校体育館	全面・1回につき	400
本荘小学校体育館	全面・1回につき	400
金津小学校体育館	全面・1回につき	800
細呂木小学校体育館	全面・1回につき	400
伊井小学校体育館	全面・1回につき	400
吉崎小学校体育館	全面・1回につき	400
金津東小学校体育館	全面・1回につき	400
芦原中学校体育館	全面・1回につき	1,000
金津中学校体育館	全面・1回につき	1,000

備考 学校体育館を半面使用する場合は、上記表の金額の2分の1の額とする。

○学校体育館に準じて開放するスポーツ施設使用料

(単位：円)

あわら市農業者トレーニングセンター	全面・1回につき	1,000
トリムパークかなづ	全面・1回につき	1,000
あわら市金津B&G海洋センター	全面・1回につき	500
あわら市民武道館	全面・1回につき	800

備考 学校体育館を半面使用する場合は、上記表の金額の2分の1の額とする。

第73回国民体育大会会場地選定経過

実施予定競技	種別等	開催予定施設	備考
カヌースプリント	全種別	北潟湖特設カヌーコース	第1次選定(H23.6.3通知) (別紙のとおり)
ゴルフ	成年男子	芦原ゴルフクラブ	第2次選定(H23.12.22通知) (別紙のとおり)
	女子	越前カントリークラブ	
	少年男子	福井国際カントリークラブ	

現時点での開催種目・会場候補の状況

実施予定競技	種別等	開催予定施設
バレーボール	成年女子	トリムパークかなづ体育館
	成年男子	金津高等学校体育館or農業者トレーニングセンター

選 定 通 知 書

平成23年12月22日

あわら市長 橋本 達也 様

第73回国民体育大会福井県準備委員会
会長 西川 誠



第73回国民体育大会の会場地市町を下記のとおり選定しましたので
通知します。

記

実施予定競技	種別等	開催予定施設
ゴルフ	成年男子	芦原ゴルフクラブ
	女子	越前カントリークラブ
	少年男子	福井国際カントリークラブ

(留意事項)

「開催予定施設」は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第 7 3 回国民体育大会 会場地市町第二次選定

【市町別】

	市町名	競技名・種目名		種別	開催予定施設
1	福井市	陸上競技		全種別	福井県営陸上競技場
		バスケットボール		成年女子	福井市体育館
				少年男子	福井県営体育館
					福井県立高志高等学校体育館
		ハンドボール		成年男女	福井県営体育館
				成年男女	福井市体育館
				少年男子	北陸高等学校体育館
					福井県立羽水高等学校体育館
		ライフル 射撃	50m 10m・AP BR・BP CP	全種別	福井県立ライフル射撃場
					福井県立足羽高等学校体育館
				成年男子	福井県警察学校射撃場
				高等学校野球	
		軟式	福井市スポーツ公園野球場「福井フェニックススタジアム」		
2	敦賀市	卓球		全種別	敦賀市総合運動公園体育館
		軟式野球		成年男子	敦賀市総合運動公園野球場
3	小浜市	ウエイトリフティング		成年男子	小浜市民体育館
				少年男子	小浜第二中学校体育館
		軟式野球		成年男子	小浜市営野球場
4	大野市	自転車	ロード	全種別	大野市特設ロードレースコース
		カヌー	スラローム ワイルドウォーター	全種別	九頭竜川特設カヌー会場
5	勝山市		バドミントン		全種別
6	あわら市	ゴルフ		成年男子	芦原ゴルフクラブ
				女子	越前カントリークラブ
				少年男子	福井国際カントリークラブ
7	越前市	軟式野球		成年男子	丹南地域総合公園(仮称)野球場
8	坂井市	サッカー		成年男子	テクノポート福井総合公園スタジアム、芝生広場
				女子	三国運動公園陸上競技場、多目的広場
				少年男子	丸岡スポーツランドサッカー場、多目的グラウンド
9	永平寺町	バスケットボール		成年男子	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ
				少年女子	松岡中学校体育館
		ハンドボール		成年男女	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ
				少年女子	北陸電力福井体育館フレア
10	南越前町	軟式野球		成年男子	桜橋総合運動公園野球場
11	美浜町	軟式野球		成年男子	美浜町民広場野球場
12	おおい町	軟式野球		成年男子	おおい町総合運動公園野球場

(留意事項)

「開催予定施設」は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

【競技別】

	競技名・種目名		種別	市町名	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	福井市	福井県営陸上競技場
2	サッカー		成年男子	坂井市	テクノポート福井総合公園スタジアム、芝生広場
			女子		三国運動公園陸上競技場、多目的広場
			少年男子		丸岡スポーツランドサッカー場、多目的グラウンド
3	バスケットボール		成年女子	福井市	福井市体育館
			少年男子		福井県営体育館
			少年男子	福井県立高志高等学校体育館	
			成年男子	永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ
少年女子	松岡中学校体育館				
4	ウエイトリフティング		成年男子	小浜市	小浜市民体育館
			少年男子		小浜第二中学校体育館
5	ハンドボール		成年男女	福井市	福井県営体育館
			成年男女		福井市体育館
			少年男子		北陸高等学校体育館
			少年男女	福井県立羽水高等学校体育館	
			成年男女	永平寺町	永平寺緑の村ふれあいセンターアリーナ
少年女子	北陸電力福井体育館フレア				
6	自転車	ロード	全種別	大野市	大野市特設ロードレースコース
7	卓球		全種別	敦賀市	敦賀市総合運動公園体育館
8	軟式野球		成年男子	敦賀市	敦賀市総合運動公園野球場
				小浜市	小浜市営野球場
				越前市	丹南地域総合公園(仮称)野球場
				南越前町	桜橋総合運動公園野球場
				美浜町	美浜町民広場野球場
				おおい町	おおい町総合運動公園野球場
9	バドミントン		全種別	勝山市	勝山市新体育館(仮称)
10	ライフル 射撃	50m	全種別	福井市	福井県立ライフル射撃場
		10m・AP			福井県立足羽高等学校体育館
		BR・BP			福井県警察学校射撃場
		CP	成年男子		
11	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	全種別	大野市	九頭竜川特設カヌー会場
12	ゴルフ		成年男子	あわら市	芦原ゴルフクラブ
			女子		越前カントリークラブ
			少年男子		福井国際カントリークラブ
13	高等学校野球		硬式	福井市	福井県営野球場
			軟式		福井市スポーツ公園野球場「福井フェニックススタジアム」

(留意事項)

「開催予定施設」は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

平成23年度社会体育施設工事

1 金津中学校ベンチ改修工事

概要	ダックアウト設置(アルミカーポート)	2基
	アルミベンチ	12脚
	車止め	6本

2 金津中学校ナイター設備改修工事

概要	照明盤取替え	2面
	配管配線取替え	4塔
	安定器取替え	33台
	水銀灯取替え	16個
	タイムスイッチ取替え	

3 農業者トレーニングセンター防水改修工事

概要	南テラス防水改修 (塩ビシート防水)	511.9 m ²
----	-----------------------	----------------------

4 B&G海洋センター体育館改修工事

概要	アリーナ・管理棟外壁塗装
	アリーナ M ルーフケラバ軒先部塗装
	管理棟折半屋根塗装
	表示名書替え
	アリーナ排煙窓オペレーター取替え
	玄関・廊下・シャワー室・ミーティング室内装改修
	トイレブース・便器取替え
	ミーティング室エアコン設置

平成22年繰越工事

農業者トレーニングセンター外灯設置工事

概要	LED投光器(460W)設置	3台
----	----------------	----

平成24年度社会体育施設工事(予定)

1 市民武道館耐震補強・改修工事

概要 (耐震補強)

屋根東西部分コンクリート一部解体

屋根飾りコンクリート解体

耐震補強壁設置

外壁補修

(改修)

屋根鋼板葺き

外壁塗装

非常口位置替え

道場内装張替え

道場床張替え

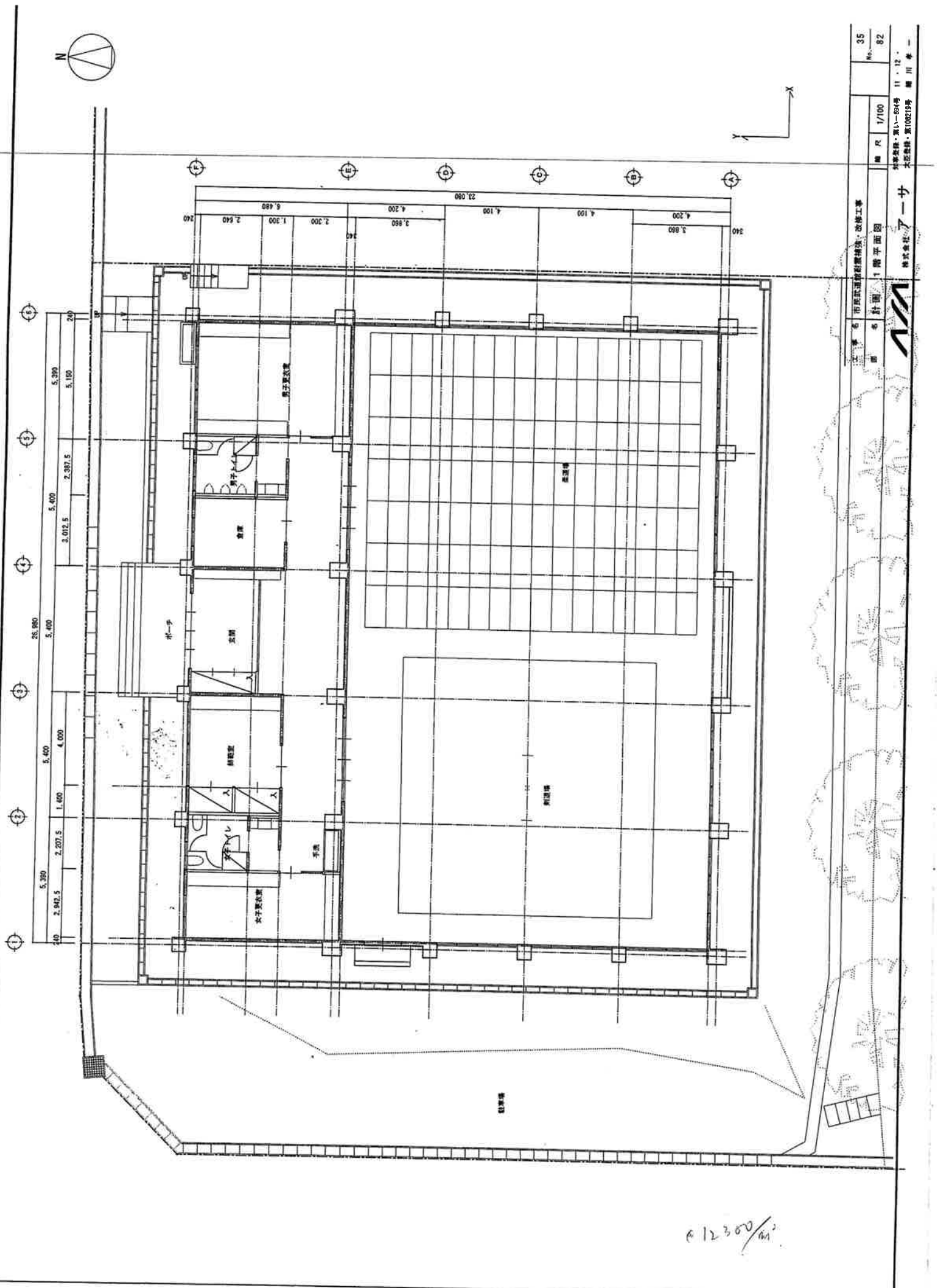
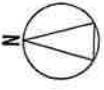
柔道畳敷替え

更衣室・トイレ等全面改修

建具入替え

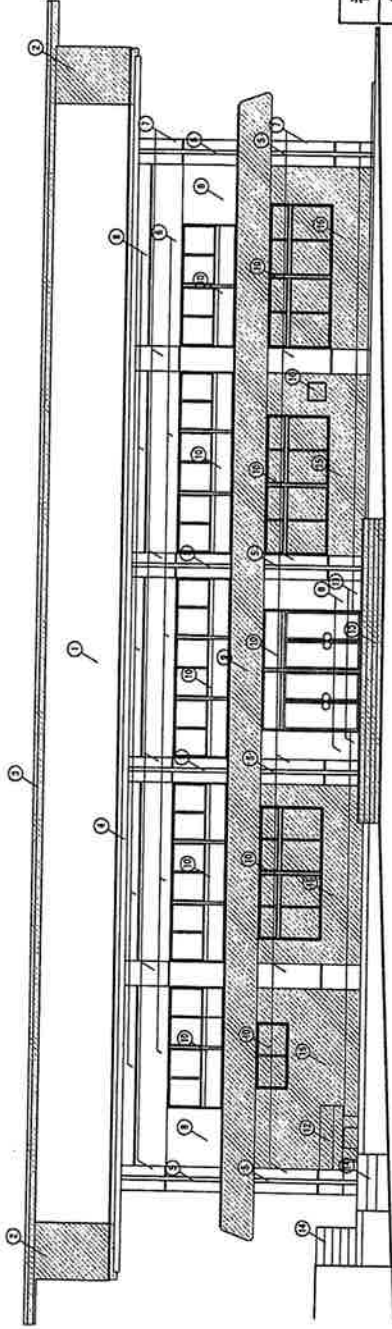
2 農業者トレーニングセンター外壁補修工事

概要 外壁鉄筋爆裂補修 116ヶ所

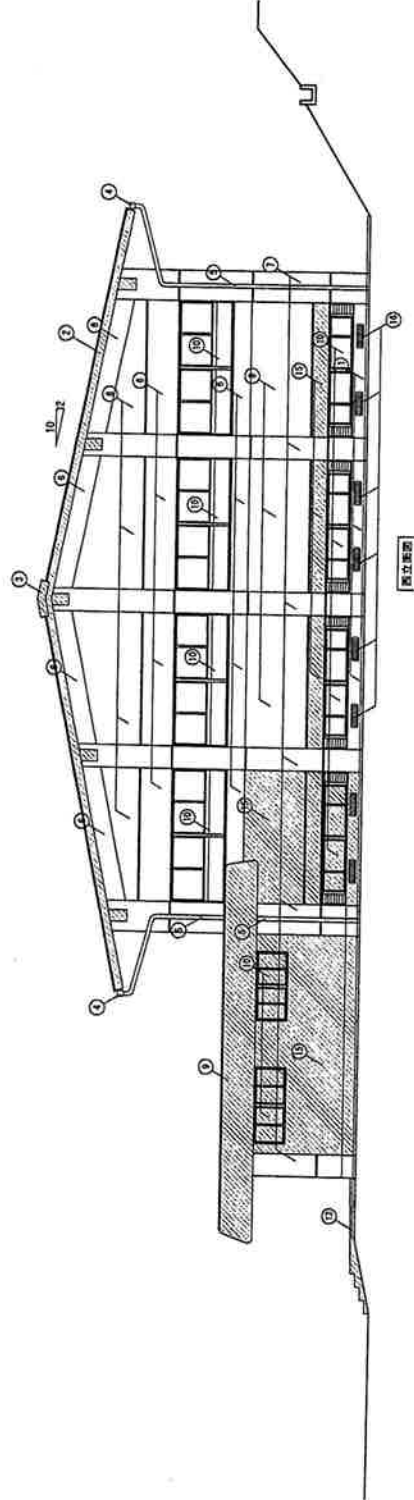


35	35
82	82
1/100	1/100
1階平面図	1階平面図
株式会社 一社	株式会社 一社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 03-3555-1111	電話 03-3555-1111
ファックス 03-3555-1112	ファックス 03-3555-1112
代表取締役 藤川 孝一	代表取締役 藤川 孝一

① 12300/㎡



全立断面



全立断面

番号	凡例
①	屋根：既設のまま
②	屋根：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
③	屋根飾り：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
④	軒樋：塩ビ角型 幅150 撤去 受け金物共
⑤	堅樋：塩ビ φ100 撤去 網み金物共
⑥	梁型：既設のまま 高圧洗浄 モルタル剥離、クワック調査
⑦	柱型：既設のまま 高圧洗浄 モルタル剥離、クワック調査
⑧	外壁：既設のまま 高圧洗浄 モルタル剥離、クワック調査
⑨	パレット：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
⑩	7Mサッシ：撤去
⑪	巾木：既設のまま 高圧洗浄
⑫	外流し：コンクリート解体
⑬	ポーチ・外階段：コンクリート解体
⑭	外階段：既設のまま
⑮	外壁：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
⑯	床下換気口：金物撤去 鉄筋はつり出し (4周共)
⑰	スチート：撤去

工事 6 市民広域圏耐震補強・改修工事

図 6 既設 立面図 1

縮尺 1/100

No. 12

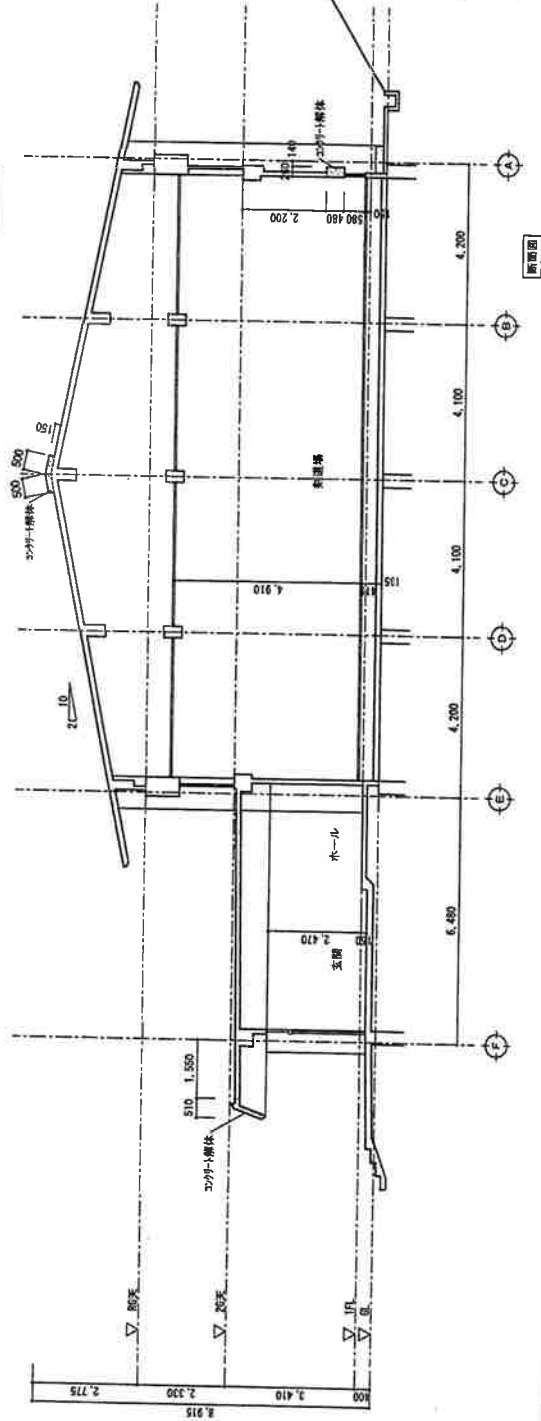
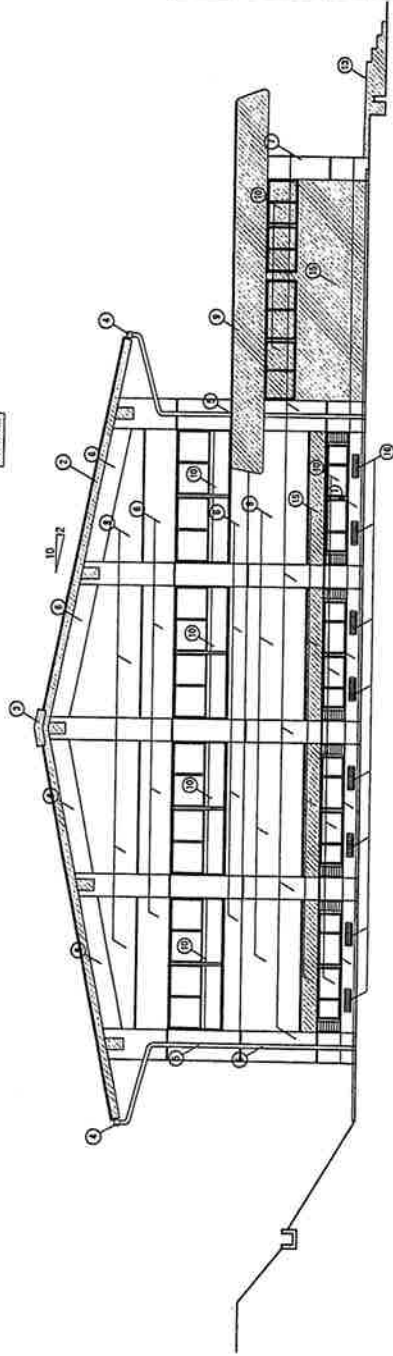
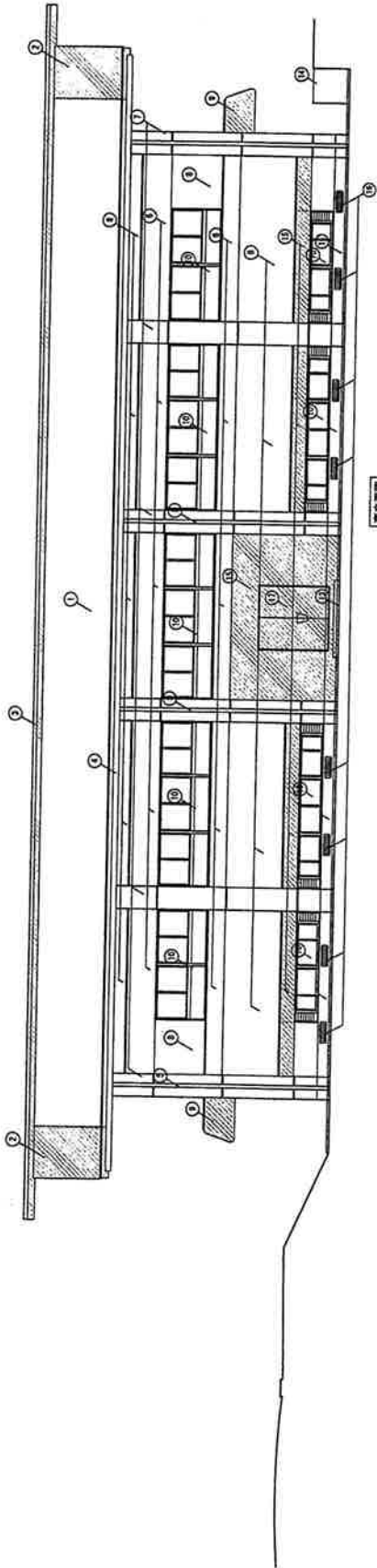
No. 82

知事登録：第11-594号 11・12・

大臣登録：第10621号 藤川 孝一

株式会社 アーサ

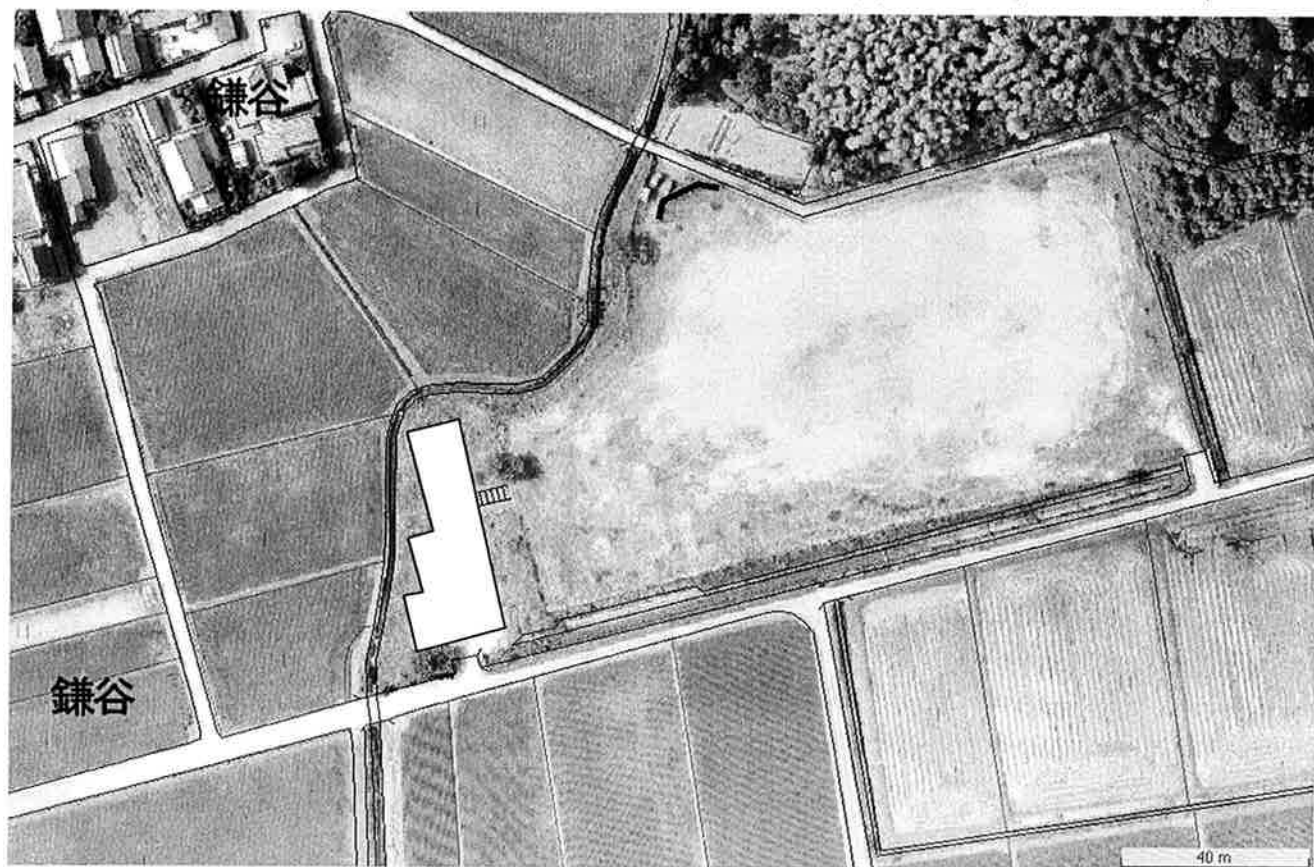
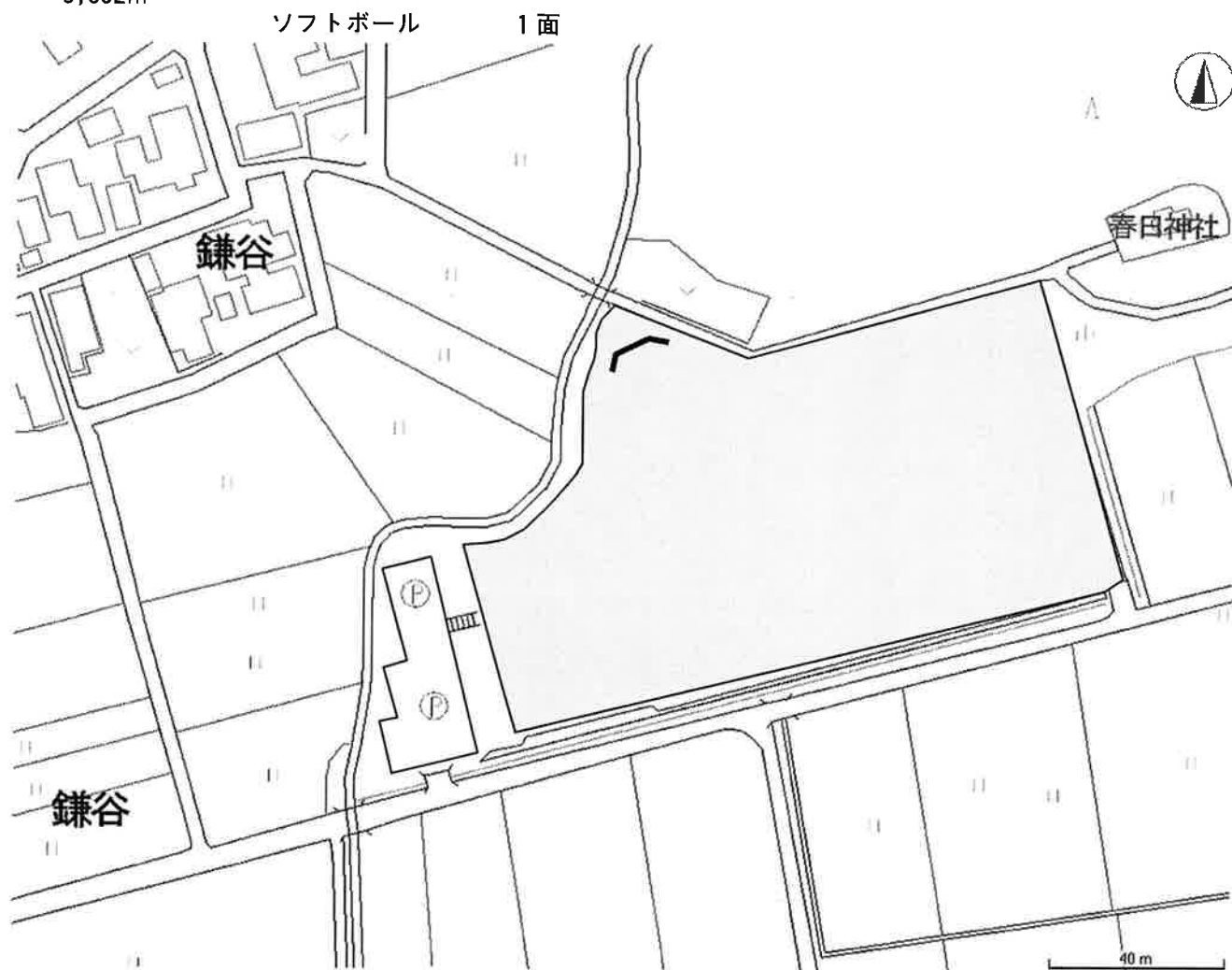




番号	凡例
①	屋根：既設のまま
②	屋根：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
③	屋根飾り：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
④	軒種：塩ビ角型 幅150 撤去 受け金物共
⑤	壁種：塩ビ φ100 撤去 組み金物共
⑥	梁型：既設のまま 高圧洗浄 珪砂剥離、クワッ調査
⑦	柱型：既設のまま 高圧洗浄 珪砂剥離、クワッ調査
⑧	外壁：既設のまま 高圧洗浄 珪砂剥離、クワッ調査
⑨	パラペット：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
⑩	7mmタタキ：撤去
⑪	巾木：既設のまま 高圧洗浄
⑫	外流し：コンクリート解体
⑬	ホーチ・外階段：コンクリート解体
⑭	外階段：既設のまま
⑮	外壁：コンクリートカッター入れ コンクリート解体
⑯	床下換気口：金物撤去 鉄筋はつり出し (4周共)
⑰	アストマト：撤去

工事名 市尾武蔵郡御蔵町・改修工事
 図 5 既設 立面図 2・断面図 縮尺 1/100
 No. 82
 13
 知事登録・第1-694号 11・12・
 大田登録・第106219号 川 栄 一
 株式会社 アーサ

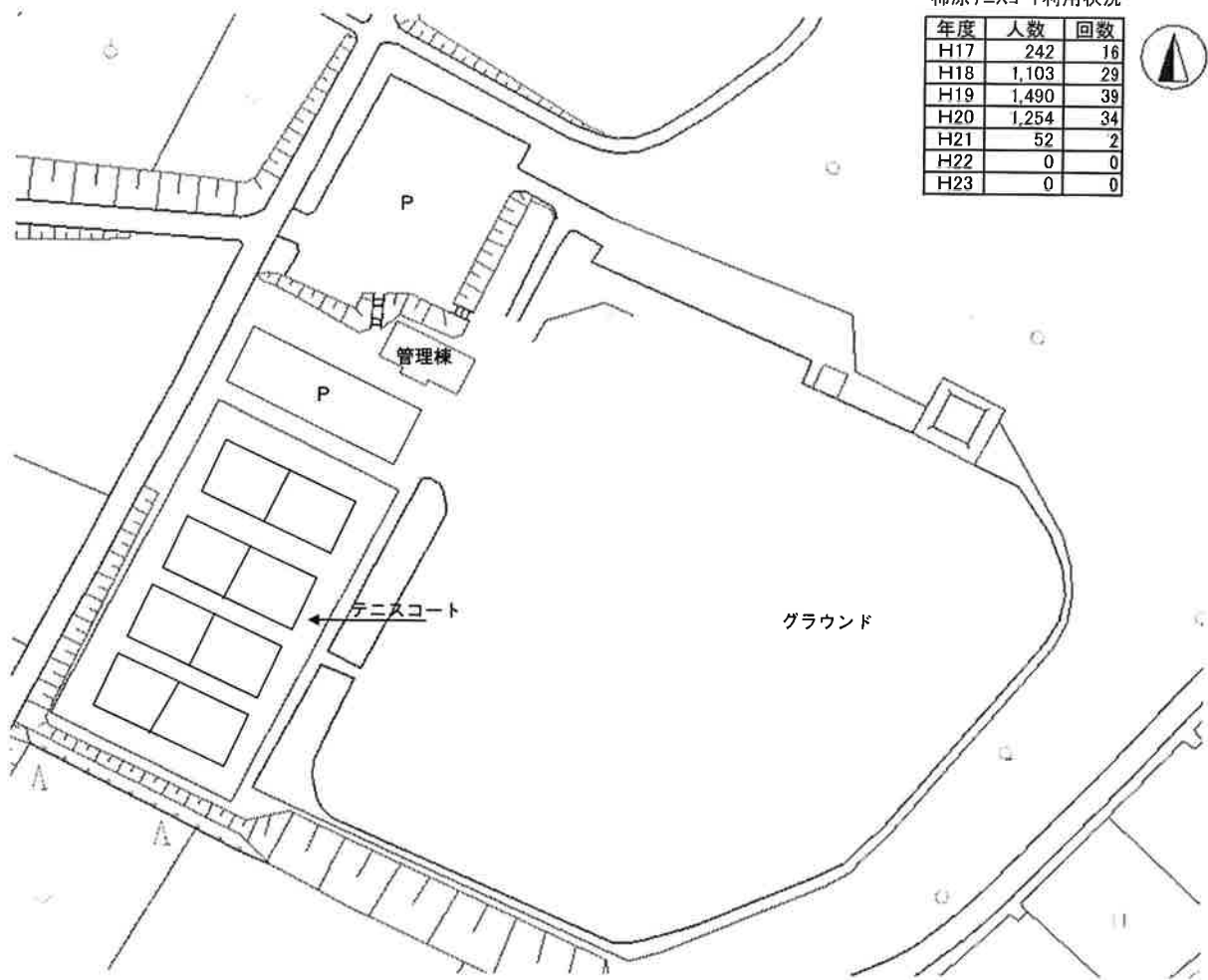
劔岳グラウンド
9,392m²



柿原グラウンド 12,369㎡
 野球 1面
 ソフトボール 2面
 テニスコート(クレート) 4面

柿原テニスコート利用状況

年度	人数	回数
H17	242	16
H18	1,103	29
H19	1,490	39
H20	1,254	34
H21	52	2
H22	0	0
H23	0	0



第4回あわら市教育振興基本計画策定委員会資料

(平成23年12月21日)

あわら市教育振興基本計画 (案)

平成24年 月
あわら市教育委員会

はじめに

あわら市では、教育における様々な課題に計画性を持って取り組むため、「あわら市総合振興計画」の教育分野の柱である“多世代の学び合いで 生きる力が湧きでるまち”を施策の目標に、毎年、教育方針を示し、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野においてその推進に努めて参りました。

一方で、教育を巡る近年の環境は、少子高齢化やグローバル化、高度情報化など大きく変化しており、家庭や地域の教育力の問題や子どもの学ぶ意欲・学力・体力の低下、規範意識の希薄化など多くの面で課題が指摘されています。

また、平成 23 年 3 月に未曾有の被害をもたらした東日本大震災や同時に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、日本の社会は、新たな段階へ変化しつつあります。こうした中、今、最も重要なものの一つは教育であると言われていています。

このようなことから、本市におけるこれまでの取組や現在の教育を取り巻く環境の変化を踏まえて、教育委員会として時宜を得た対応を進めていく必要があることから、本市の教育に関する基本的な計画を明らかにするものとして、「あわら市教育振興基本計画」を策定いたしました。

あわら市の発展と次世代への継承にとって、教育が果たす役割はこれまで以上に重要と考えられます。今後は、本計画に沿った施策を地域・家庭・学校の連携のもと積極的に取り組み、推進してまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきましたあわら市教育振興基本計画策定委員の皆様をはじめ、お力添えをいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

あわら市教育長 寺 井 靖 高

序 章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の教育は、少子高齢化の進行や産業・就業構造の変化、国際化など社会・環境の大きな変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下、児童生徒・保護者のニーズの多様化、安全・安心への不安など、解決すべき多くの課題が生じています。

また、平成 23 年 3 月に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復旧・復興への対応や同時に発生した福島第一原発の深刻な事故により、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしていることなど、日本の社会情勢は更に大きく変化することが予想されます。

このような社会の様々な状況の変化を踏まえ、教育分野においても、新しい時代の基本的な方向性を明らかにすることが求められています。

あわら市教育委員会では、これまでも毎年、基本方針や教育目標を策定するとともに、各小中学校においては、スクールプランを掲げながら、年度ごとに教育の方向性を示してきました。

一方、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が示されるとともに、国では教育振興基本計画が策定され、「各地方公共団体においてもこれを参酌し、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない」と規定されました。これを受け、福井県では、平成 23 年 9 月に「夢と希望に向かって、豊かな心でたくましく生きる力を育む教育県・福井」を基本理念に教育振興基本計画を策定しました。

このような状況を踏まえ、本市教育委員会では、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の振興やスポーツ活動の推進、文化・芸術の継承など、今後目指すべき教育の基本的な方向や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

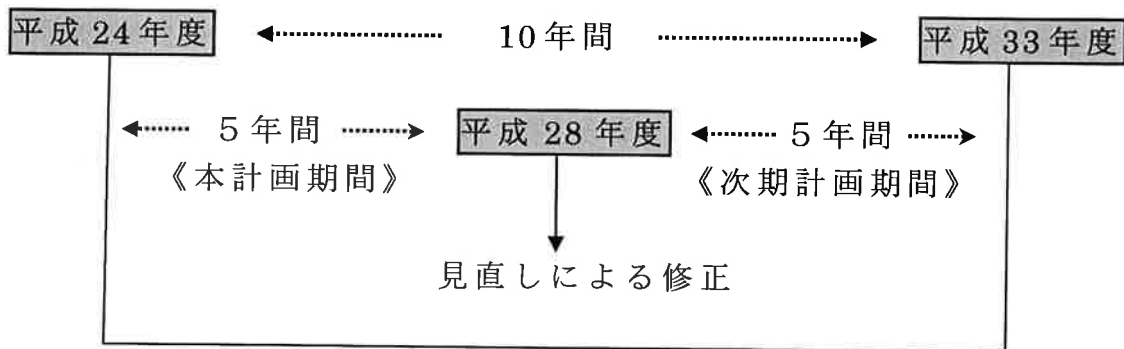
この計画は、国及び県が示す教育振興基本計画を参酌した上で、あわら市の実情に応じて、市における教育の振興のための施策に関して基本的な計画を定めるものであり、あわら市総合振興計画との整合性を図りながら、教育における分野別計画として位置付けます。

なお、スポーツ活動の推進については、本市の今後のスポーツ行

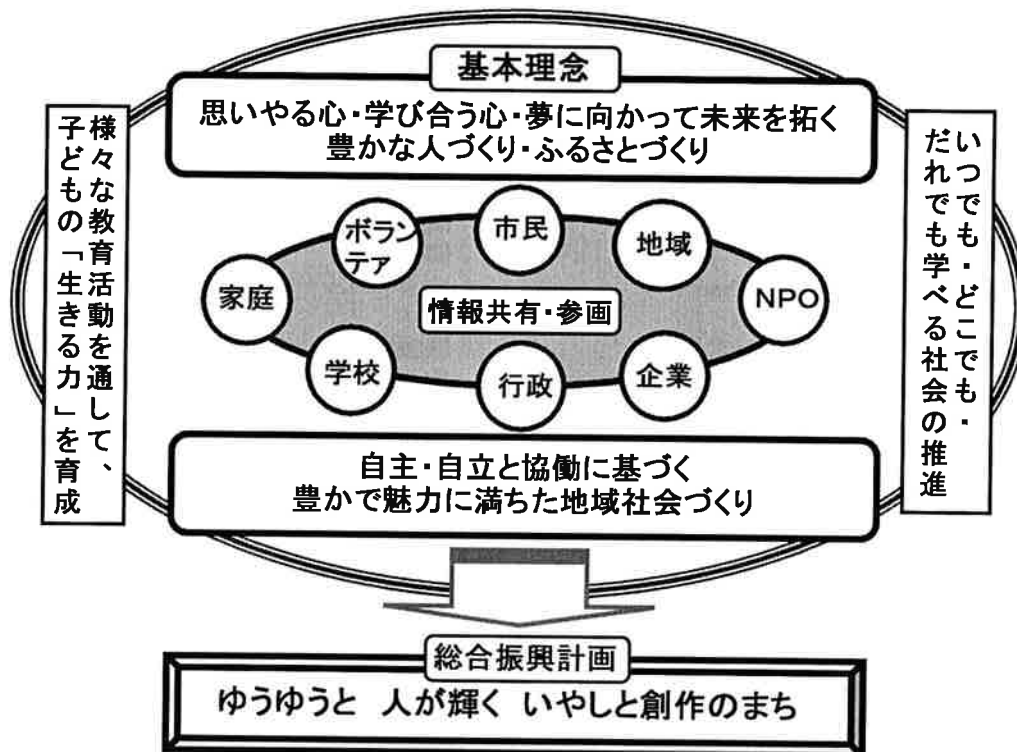
政の方向を示すものとして、国のスポーツ基本法（平成 23 年 8 月 24 日施行）による「スポーツ基本計画」を参酌して定める「あわら市スポーツ推進計画」と位置付けます。

3 計画の期間

この計画は、平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間を見据えたものとし、平成 24 年度から平成 28 年度（2016 年度）までの 5 年間に取り組むべき施策について示すものです。



計画のイメージ



5 スポーツ活動の推進 ～豊かなスポーツライフの実現～

5-（1）地域スポーツ活動の充実

○現況と課題

近年、労働時間の短縮などによる自由時間の増大や少子高齢化などが急速に進む中で、私たちの生活様式は大きく変化しています。また、生活の利便性、交通システムの発達など、社会の高度化による身体活動の機会の減少や人間関係の複雑化による精神的ストレスの増大など、人々が心身ともに健康で活力のある生活を営んでいくことが困難になってきています。

このような中、スポーツは身体の健康の保持増進や体力の維持向上とともに、人々に夢や感動を与え、「からだ」を動かすことにより、爽快感、達成感、連帯感といった精神的な充足を与えます。

本市教育委員会が平成 20 年度に実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」によると、「運動不足を感じている人」が 87.0%、「本当は運動をしたいと思っているができない人」が 78.2%という結果で、多くの人は何らかの形で運動をしたいと考えているという傾向が見られました。

本市では、市民体育祭や地域を核としたスポーツ大会を開催し、地域スポーツ活動の推進を図り、スポーツ推進委員によるニュースポーツ教室を開催するなど、生涯スポーツの推進を図っていますが、近年、生活環境の変化等により、参加者が年々減少する傾向にあります。

今後は、地域を核としたスポーツ活動が生涯スポーツ社会を実現する上で重要な役割を担うことから、市民がいつでもスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

○施策の方針

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

○基本施策

①スポーツ少年団の育成

「次代を担う健全なからだところを持った青少年の育成」というスポーツ少年団の基本理念を踏まえ、地域に認められるスポーツ少年団を育てるため、スポーツ少年団及び指導者の更なる育成を図ります。

②市民参加型スポーツ活動の推進

体育協会、スポーツ推進委員会と連携して、トリムマラソンや市民体育祭、各種スポーツ大会など、地域を核としたスポーツ大会の内容の充実を図り、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの地区巡回型教室を開催します。

③高齢者や障害者スポーツ活動の推進

室内でも気軽にできるスポーツ教室を開催し、高齢者や障害者が楽しくスポーツに親しむ機会を提供するよう努めます。

④総合型地域スポーツクラブの支援

平成 22 年に設立した総合型地域スポーツクラブ「トリムクラブ」を側面から支援し、市民のスポーツ活動への参加促進を図ります。

【資料編5－(1) 「運動・スポーツに関するアンケート調査」参照】

○主要施策

施策の名称	施策の内容	H24	H25	H26	H27	H28
スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団の健全な育成を促進し、指導者の更なる育成に努めます。	実施	→	→	→	→
市民参加型スポーツ活動推進事業	市民が参加しやすいスポーツ大会や教室の開催を目指します。	検討	実施	→	→	→
高齢者・障害者スポーツ活動推進事業	高齢者・障害者が気軽にできるニュースポーツの普及に努め、スポーツに親しむ機会を提供します。	計画	実施	→	→	→
総合型地域スポーツクラブ支援事業	総合型地域スポーツクラブが開催する教室等をホームページや市広報で市民にPRし、参加促進を図ります。	実施	→	→	→	→



5- (2) 競技スポーツ活動の支援

○現況と課題

人間の可能性や記録に挑戦する競技スポーツは、競技者自身の人間性を高めるとともに、私たちに大きな夢や感動を与え、日々の暮らしの中に活力や潤いをもたらします。

こうした競技スポーツの向上には、指導力が高く、幅広い視野と熱意を持った指導者の存在は不可欠で、各競技団体がジュニアからシニアに至るまでの指導体制づくりを段階的、継続的に行うことが重要です。

平成30年には2巡目となる福井国体が開催されますが、本市では、この大会に向け、競技力向上を目指し、体育協会や各競技団体と連携を図りながら、指導者の育成に努めるとともに、指導者としての資質の向上を図り、競技スポーツの振興に取り組む必要があります。

○施策の方針

競技スポーツ活動への出場機会の拡大を図るため、各種スポーツ競技団体が主催する競技大会を支援し、競技者人口の拡大を図ります。

○基本施策

①指導者の育成と確保

各種講習会の開催はもとより、競技種目の枠を越えた指導者間の情報の共有を図る研修会など、必要な研修が受けられるよう支援し、指導者としての資質向上を図ります。

②選手の育成と強化

全国大会等の出場者への激励制度を充実することにより、競技力及び出場意欲の向上を図ります。

また、競技ごとに、ジュニアからシニアまでの一貫した指導体制の確立や、スポーツ医学・科学を取り入れた指導方法の普及など、計画的な競技力向上対策を進め、トップアスリートの育成を図ります。

③福井国体に向けた選手の発掘・育成・強化

スポーツ少年団や学校部活動、各種スポーツクラブなどの活動を通して、ジュニア選手の発掘に努め、選手の育成・強化と指導者の確保・資質の強化を図ります。

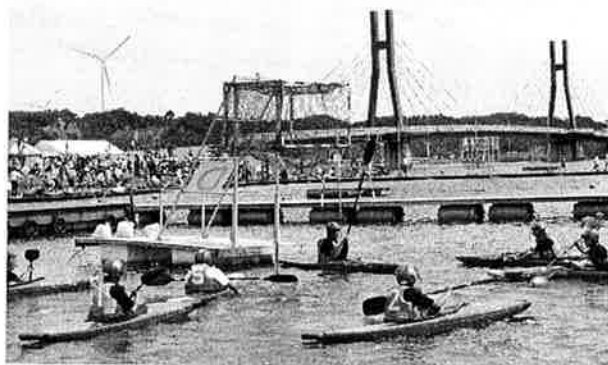
○主要施策

施策の名称	施策の内容	H24	H25	H26	H27	H28
指導者育成・確保事業	各種研修会を開催し、指導者の資質向上を図り、指導者育成・確保に努めます。	計画	実施	→	→	→
選手育成・強化事業	各スポーツ団体と連携し、競技力向上に努め、トップアスリートの育成に努めます。	計画	実施	→	→	→
国体選手育成事業	スポーツ少年団や学校の部活動を通して、ジュニア選手の発掘に努め、選手の育成強化に努めます。	計画	実施	→	→	→



スポーツ年団全国大会出場激励会

カヌーポロ大会



5- (3) スポーツ施設の充実

○現況と課題

あわら市には、市営で 10 のスポーツ施設があり、市が指定管理者となっている県営「トリムパークかなづ」があります。

さらに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合が運営する温水プール「余熱館ささおか」をはじめ、民営では、1つのスイミング施設、4つのゴルフ場があります。

また、小中学校の体育館を夜間に利用する学校開放事業を、12校で行っており、施設数はおおむね充実していると思われます。

しかしながら、市営のほとんどの施設は、昭和 40～50 年代に建設されたもので、老朽化が進んでおり、市民が安全で快適に利用するために、計画的な改修が必要となっています。

○施策の方針

市民がいつでもスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、各地区でスポーツ活動の拠点となっている施設の充実に努めます。

○基本施策

①スポーツ施設の計画的な改修

スポーツ施設の現状を把握し、計画的に施設の改修を進め、利用者の安全で快適なスポーツ環境づくりを進めます。

②スポーツ施設の長寿命化推進

スポーツ施設の適期で迅速な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

【資料編5- (3)「スポーツ施設の概要」参照】

○主要施策

施策の名称	施策の内容	H24	H25	H26	H27	H28
スポーツ施設 改修事業	農業者トレーニングセンター 屋根・内外装の改修	実施	実施	実施		
	市民武道館 耐震補強、屋根・内外装の改修	実施				
スポーツ施設 長寿命化事業	スポーツ施設の適期で迅速な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。	実施	➡	➡	➡	➡

資料編

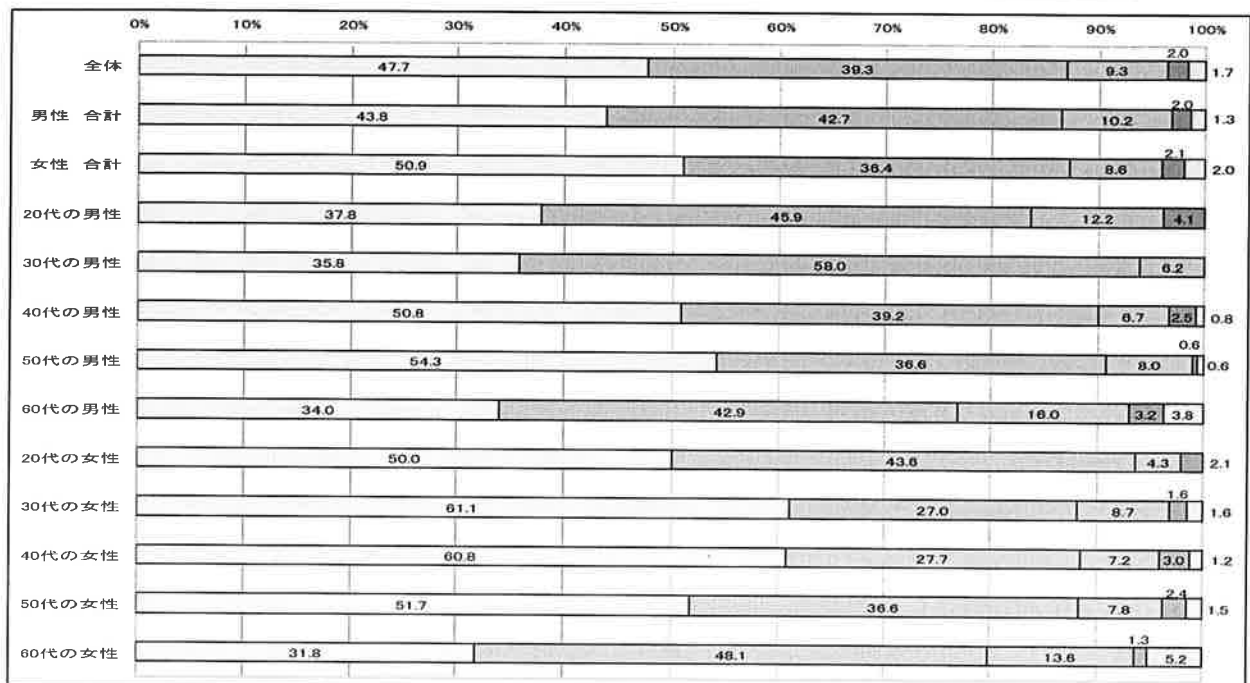


- ・ 調査対象：20歳から69歳までの男女
- ・ 調査方法：無作為抽出法
- ・ サンプルング：配布数-4,000 回収数-1,380 無効票-0 有効票-1,380
- ・ 調査時期：平成20年11月5日～11月30日

■現在の運動不足感

<単位> 上段:人 下段:%

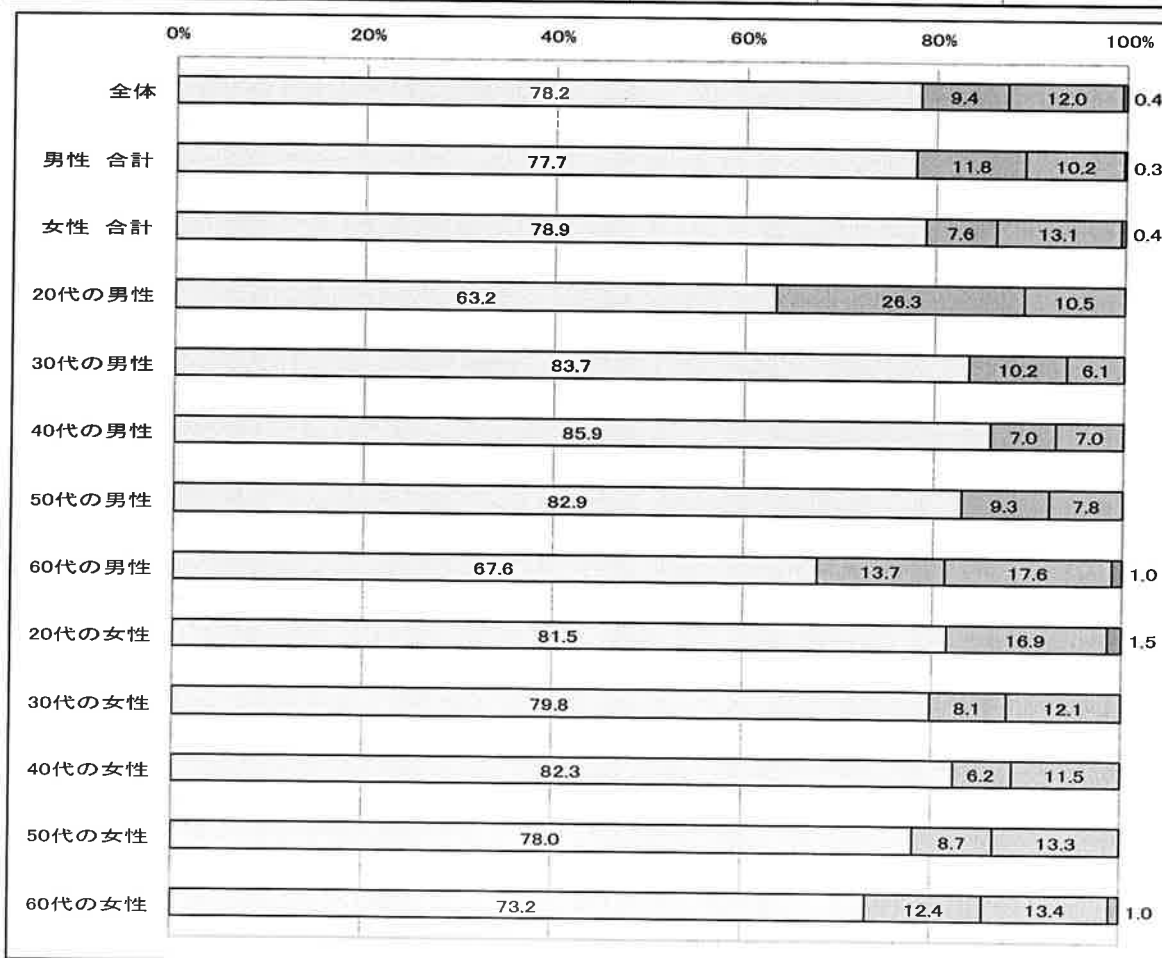
性別		合計	かなり感じる	少し感じる	感じない	まったく感じない	無回答
男性	全体	1,380 100.0	658 47.7	542 39.3	129 9.3	28 2.0	23 1.7
	男性 合計	609 100.0	267 43.8	260 42.7	62 10.2	12 2.0	8 1.3
	女性 合計	748 100.0	381 50.9	272 36.4	64 8.6	16 2.1	15 2.0
	20代の男性	74 100.0	28 37.8	34 45.9	9 12.2	3 4.1	0 0.0
	30代の男性	81 100.0	29 35.8	47 58.0	5 6.2	0 0.0	0 0.0
	40代の男性	120 100.0	61 50.8	47 39.2	8 6.7	3 2.5	1 0.8
	50代の男性	175 100.0	95 54.3	64 36.6	14 8.0	1 0.6	1 0.6
	60代の男性	156 100.0	53 34.0	67 42.9	25 16.0	5 3.2	6 3.8
	20代の女性	94 100.0	47 50.0	41 43.6	4 4.3	2 2.1	0 0.0
	30代の女性	126 100.0	77 61.1	34 27.0	11 8.7	2 1.6	2 1.6
女性	40代の女性	166 100.0	101 60.8	46 27.7	12 7.2	5 3.0	2 1.2
	50代の女性	205 100.0	106 51.7	75 36.6	16 7.8	5 2.4	3 1.5
	60代の女性	154 100.0	49 31.8	74 48.1	21 13.6	2 1.3	8 5.2
	無回答	29 100.0	12 41.4	13 44.8	4 13.8	0 0.0	0 0.0



運動・スポーツをしない理由

<単位> 上段:人 下段:%

性別		合計	本当はしたいと思うができない	ほかにしたいところがあるから	好きでないから	無回答	
性別	全体	935 100.0	731 78.2	88 9.4	112 12.0	4 0.4	
	男性 合計	391 100.0	304 77.7	46 11.8	40 10.2	1 0.3	
	女性 合計	526 100.0	415 78.9	40 7.6	69 13.1	2 0.4	
	男性	20代の男性	38 100.0	24 63.2	10 26.3	4 10.5	0 0.0
		30代の男性	49 100.0	41 83.7	5 10.2	3 6.1	0 0.0
		40代の男性	71 100.0	61 85.9	5 7.0	5 7.0	0 0.0
		50代の男性	129 100.0	107 82.9	12 9.3	10 7.8	0 0.0
		60代の男性	102 100.0	69 67.6	14 13.7	18 17.6	1 1.0
		女性	20代の女性	65 100.0	53 81.5	0 0.0	11 16.9
	30代の女性		99 100.0	79 79.8	8 8.1	12 12.1	0 0.0
	40代の女性		113 100.0	93 82.3	7 6.2	13 11.5	0 0.0
	50代の女性		150 100.0	117 78.0	13 8.7	20 13.3	0 0.0
	60代の女性		97 100.0	71 73.2	12 12.4	13 13.4	1 1.0
	無回答		22 100.0	16 72.7	2 9.1	3 13.6	1 4.5



資料5－(3)

スポーツの施設概要

○ 市営の施設

施設の名称	所在地	開館年月	面積等	備考
農業者トレーニングセンター	国影23字1番地	昭和59年	2,693㎡	バレーボール2面
あわら市民武道館	舟津2字81番地	昭和50年	596㎡	剣道場1面、柔道場1面
金津B&G海洋センター体育館	市姫一丁目5番2号	昭和58年	1,102㎡	バレーボール2面
金津B&G海洋センタープール	市姫三丁目1番2号	昭和58年	1,157㎡	25m×6コース、幼児プール
湯のまちグラウンド	田中々3字6番地	昭和40年	10,929㎡	ソフトボール1面
国影グラウンド	国影23字1番地	昭和59年	17,116㎡	ソフトボール3面
本荘ゲートボール場	中番下番入会地1字1番地1	昭和63年	1,600㎡	屋外 2面
剣岳グラウンド	鎌谷11字21番地	昭和58年	9,392㎡	ソフトボール1面
柿原グラウンド	柿原21字98番地	昭和57年	12,369㎡	ソフトボール2面
北潟湖カヌーポロ競技場	北潟153字332番地先	平成15年	常設2面、仮設2面 (1面 35m×23m)	
金津中学校グラウンドナイター施設	市姫一丁目5番1号	昭和54年	15,000㎡	ナイター設備 5基
湯のまちグラウンドナイター施設	田中々3字6番地	昭和53年	10,929㎡	ナイター設備 6基
本荘ゲートボール場ナイター施設	中番下番入会地1字1番地1	昭和63年	1,600㎡	ナイター設備 4基

○ 県営の施設(トリムパークかなづ)

施設の名称	所在地	開館年月	面積等	備考
体育館	山室67字30番地1	平成8年	5,354㎡	バレーボール3面
グラウンド	山室67字30番地1	平成8年	26,000㎡	ソフトボール4面
ゲートボール場	山室67字30番地1	平成8年	3,400㎡	屋内3面 屋外3面
テニスコート	山室67字30番地1	平成11年	5,780㎡	8面(内4面ナイター設備)
弓道場	山室67字30番地1	平成15年	501㎡	近的用

スポーツ基本法新旧対照表

○ スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>スポーツ基本法</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等（第十一条―第二十条）</p> <p>第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）</p> <p>第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）</p> <p>第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>スポーツは、世界共通の人類の文化である。</p>	<p>スポーツ振興法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 スポーツの振興のための措置（第五条―第十七条）</p> <p>第三章 スポーツ振興審議会等及び体育指導委員（第十八条・第十九条）</p> <p>第四章 国の補助等（第二十条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(削除)

(削除)

(新設)

(スポーツ振興審議会等)

第十八条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2| 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

3| 前二項の審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ振興審議会等」という。)は、第四条第四項に規定するものほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会(当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。)の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4| スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験の

(削除)

〔削除〕

〔削除〕

〔スポーツ推進委員〕

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

ある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。

5| 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

6| 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

〔体育指導委員〕

第十九条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。